

文化審議会著作権分科会基本政策小委員会「中間まとめ」に対する意見

### 1. 基本方針

「中間まとめ」で示された著作権法改正の方向性は、放送番組のインターネット同時配信等（同時配信、追っかけ配信、一定期間の見逃し配信）に係る権利処理に関し、放送と同等の権利処理を可能とすることを旨とするものであり、基本的に賛成します。

### 2. 課題の整理及び検討の進め方等

視聴者の利便性により資するよう、制度改正後も継続的にフォローアップを行い、必要に応じてさらなる検討・措置を行うことを要望します。

### 3. 制度改正の内容

#### 【総論（対象とするサービスの範囲）】

以下の2点を要望します。

- 制度改正の対象となるサービスの範囲は、広告型無料配信や有料配信を含め、民放事業者による多様かつ柔軟なサービス展開の可能性が担保されるようにすること。
- ラジオや衛星放送の取扱いについて、基本的に地上テレビ放送と同様に制度改正の対象とすること。

#### 【各論（各課題ごとの対応）】

##### （6）その他の事項

5つの制度改正項目について、可能な限り手続きを簡便化して使いやすくするとともに、配信サービスの実情を踏まえて権利処理円滑化の実効性が担保されるようにすることを要望します。

以 上